

平 成 2 4 年 3 月 1 4 日

東 宝 株 式 会 社
代表取締役社長 島谷 能成 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成23年9月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都東宝ビル

京都市中京区河原町通三条下ル大黒町58

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示 第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

今後は、法第10条に規定するところにより、周辺状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっては、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設地は、都市計画法上の商業地域に位置している。

周辺の状況は、北側に店舗、東側に河原町通を隔てて商業施設、西側は商業施設及び道路を隔てて空き地があり、南側は道路を隔てて駐車場と店舗が立地している。

また、当該店舗が立地しているこの地域は、京都市が人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向けて、徒歩と公共交通を基本とした移動を実現するため、都市のにぎわいと活性化を図るとともに、歩行者、自転車及び公共交通の利便性の向上を目指している地域である。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、意見は出されなかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定による意見書の提出はなかった。

4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

今回の変更に伴う影響として、1日あたりの総来客数が増加し、自転車等による来店客が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルが高くなることが予想されるが、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐車場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（2）駐輪場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（3）廃棄物等の排出量の増加について

現状の排出量及び1日のみの開店時刻の繰上げによる取扱商品量に変化がないことから、現在の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。

（4）昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについて

開店時刻の繰上げに伴い、昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、開店時刻の繰上げが4時間であるものの、1テナントが1日のみの繰上げという限定されたものであること、また、室外機等の増設や位置の変更もないことを踏まえると影響は少ないと考えられる。

なお、変更内容は、特定の1日に限定したものであり、既に変更前の内容に戻っている。